

最低制限価格の設定基準及び 設定範囲の改正について

令和6年6月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

岩見沢市が発注する設計等における最低制限価格の設定基準及び設定範囲を改正し、令和6年7月1日以後に入札公告又は指名通知を行う案件から適用することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 最低制限価格の設定基準及び設定範囲（設計等）

（1）土木設計、測量及び地質調査業務の最低制限価格における一般管理費等、諸経費の乗率を10分の5に改める。

	改正前	改正後
土木設計	一般管理費等の10分の <u>4.8</u>	一般管理費等の10分の <u>5</u>
測量	諸経費の10分の <u>4.8</u>	諸経費の10分の <u>5</u>
地質調査	諸経費の10分の <u>4.8</u>	諸経費の10分の <u>5</u>

（2）土木設計及び建築設計の最低制限価格の範囲を予定価格の10分の6から10分の8.1の範囲に改める。

	改正前	改正後
土木設計	予定価格の10分の6から10分の <u>8</u> の範囲	予定価格の10分の6から10分の <u>8.1</u> の範囲
建築設計	予定価格の10分の6から10分の <u>8</u> の範囲	予定価格の10分の6から10分の <u>8.1</u> の範囲

最低制限価格の設定基準及び設定範囲の改正について

現行

土木設計

設定範囲 予定価格の10分の6から10分の8

次の額の合計額に消費税相当額を加算して得られる額

- ・直接人件費
- ・直接経費
- ・その他原価の10分の9
- ・一般管理費等の10分の4.8

建築設計

設定範囲 予定価格の10分の6から10分の8

次の額の合計額に消費税相当額を加算して得られる額

- ・直接人件費
- ・特別経費
- ・技術料等経費の10分の6
- ・諸経費の10分の6

測量

設定範囲 予定価格の10分の6から10分の8.2

次の額の合計額に消費税相当額を加算して得られる額

- ・直接測量費
- ・測量調査費
- ・諸経費の10分の4.8

地質調査

設定範囲 予定価格の3分の2から10分の8.5

次の額の合計額に消費税相当額を加算して得られる額

- ・直接調査費
- ・間接調査費の10分の9
- ・解析等調査業務費の10分の8
- ・諸経費の10分の4.8

改正

土木設計

設定範囲 予定価格の10分の6から10分の8.1

次の額の合計額に消費税相当額を加算して得られる額

- ・直接人件費
- ・直接経費
- ・その他原価の10分の9
- ・一般管理費等の10分の5

建築設計

設定範囲 予定価格の10分の6から10分の8.1

次の額の合計額に消費税相当額を加算して得られる額

- ・直接人件費
- ・特別経費
- ・技術料等経費の10分の6
- ・諸経費の10分の6

測量

設定範囲 予定価格の10分の6から10分の8.2

次の額の合計額に消費税相当額を加算して得られる額

- ・直接測量費
- ・測量調査費
- ・諸経費の10分の5

地質調査

設定範囲 予定価格の3分の2から10分の8.5

次の額の合計額に消費税相当額を加算して得られる額

- ・直接調査費
- ・間接調査費の10分の9
- ・解析等調査業務費の10分の8
- ・諸経費の10分の5

